

# 8. 住宅再建・復興まちづくり加速化（3章）

## ■ 課題・経緯

- 復興事業の円滑な推進に当たっては、所有者不明土地の扱い、埋蔵文化財の調査、資材等の不足、入札不調などの課題が存在した。
- 復興大臣の下に関係省庁局長級を構成員とする「住宅再建・復興まちづくりの加速化のためのタスクフォース」を立ち上げ、加速化措置を5回にわたって打ち出した。
- 土地収用制度を活用する場合、その手続に膨大な時間を要することが懸念され、加速化措置第5弾では、H26.5.1施行の改正復興特区法を踏まえ、「被災地特化型用地取得加速化パッケージ」が策定された。

## ■ 実績・効果

### 措置①：財産管理制度の迅速化

十分な財産管理人候補者の確保（H29.12：659人）、選任申立てにおける申立地や提出書類の柔軟化等

（効果）

手続期間が短縮  
選任手続：通常1か月程度  
→1～2週間程度

### 措置②：農地法の転用許可を不要に

農地を買い取る時点では農地法の転用許可は不要とする措置（H25.2）

（効果）

農地の買取面積が  
1.6ha（H25.2）→  
248.0ha（H26.3）に増加

### 措置③：柔軟な区域変更

移転先地の区域変更が必要な場合でも事業費の2割以内であれば、大臣同意は不要、届出のみで足りるとする措置（H25.3）

（効果）

計画変更地区数  
317地区（H28.3）

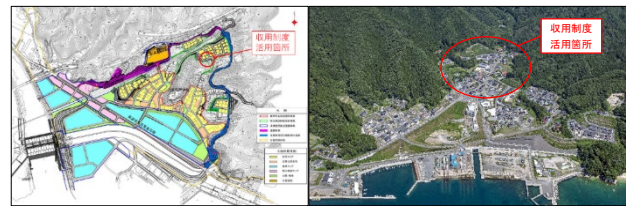
## ■ 事例

### [宮古市（金浜地区）金浜海岸の防潮堤事業]

- ・取得困難な多数共有・多数相続の土地（登記名義人24名、相続人250名以上）が2筆あり、裁決申請と同時に緊急使用を申し立てることにより、工事着工を当初予定より約1年前倒し。

### [大槌町の防集事業]

- ・50戸未満団地を都市計画事業認可（収用制度活用）。



小規模団地住宅施設整備事業（左：安渡地区・右：赤浜地区）

### [釜石市（鶴住居地区）片岸海岸の防潮堤事業]

- ・明治時代の41名の共有地などを含む事業用地の測量から用地取得までの期間を約3年短縮。



## ■ 主な評価・教訓

- 活用ニーズが高い手続に要する期間の短縮を図るなど現場が使える加速化措置が講じられた。
- 加速化措置を契機として、所有者不明土地に係る法改正等、様々な法整備等がなされていくことになった。
- 加速化措置については、そのノウハウや仕組みを継承していくことが必要である。